
「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例
に関する規則」等の一部改正について

日証協 平成 25 年 3 月 26 日

本協会では、本年 3 月 26 日、持回り自主規制会議において、「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」等の一部改正を行った。

「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」（平成 21 年内閣府令第 78 号）附則第 4 条第 2 項において、平成 25 年 3 月 31 日までの間の経過措置として、「平成 22 年 3 月 31 日前に行われた旧金融商品取引法第 23 条の 14 第 1 項に規定する海外発行証券の少人数向け勧誘に係る有価証券で外国証券売出しの対象となるもの」の外国証券情報の記載事項については、「内閣府令において規定された情報」の代わりに「認可金融商品取引業協会の規則の定める当該有価証券の内容等を説明した文書に記載すべき情報」による対応が認められていたところである。

今般、当該経過措置が平成 25 年 3 月 31 日をもって終了することを受け、「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正を行った。

また、「外国証券の取引に関する規則」について、所要の改正を行った。

本規則改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」等の一部改正について

平成 25 年 3 月 26 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」（平成 21 年内閣府令第 78 号）附則第 4 条第 2 項において、平成 25 年 3 月 31 日までの間の経過措置として、「平成 22 年 3 月 31 日前に行われた旧金融商品取引法第 23 条の 14 第 1 項に規定する海外発行証券の少人数向け勧誘に係る有価証券で外国証券売出しの対象となるもの」の外国証券情報の記載事項については、「内閣府令において規定された情報」の代わりに「認可金融商品取引業協会の規則の定める当該有価証券の内容等を説明した文書に記載すべき情報」による対応が認められているところである。

今般、当該経過措置が平成 25 年 3 月 31 日をもって終了することを受け、「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」及び「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正を行うこととする。

また、「外国証券の取引に関する規則」について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

（１）「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」の一部改正について

経過措置終了に伴い、経過措置の適用を受ける外国証券（「特例外国証券売出し証券」）に関連する条文（第 3 条第 2 項及び第 6 条第 2 項）を削る。

（２）「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

① 経過措置終了に伴い、経過措置の適用を受ける外国証券（「特定特例外国証券売出し証券」）に関連する条文（第 10 条の 2 第 3 項及び第 4 項）を削る。

② その他所要の整備を図る。

（３）「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

所要の整備を図る。

3. 施行の時期

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」
の一部改正について

平成 25 年 3 月 26 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(対象証券)	(対象証券)
第 3 条 (現行どおり) (削 る)	第 3 条 (省 略)
(特例私売出し証券を売り付ける場合の取り扱い)	2 整備府令附則第 4 条第 2 項の適用を受ける 外国証券について、協会員が顧客に対し勧誘 を行うことのできるもの（以下「特例外国証 券売出し証券」という。）は、平成 22 年 3 月 31 日以前に勧誘を行ったもので、金商法施行 令第 2 条の 12 の 3 各号に定める要件に該当す るものに限るものとする。
第 4 条 (現行どおり)	(特例私売出し証券を売り付ける場合の取り扱い)
2 前項の勧誘に基づき、当該協会員又は委託 協会員（当該協会員に当該勧誘を委託する協 会員をいう。以下同じ。）が特例私売出し証 券を顧客に売り付ける場合には、当該協会員 はあらかじめ又は同時に当該顧客に対し、企 業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開 示府令」という。）第 14 条の 15 第 1 項、外 国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣 府令（以下「外債府令」という。）第 11 条の 14 第 1 項又は特定有価証券の内容等の開示に 関する内閣府令（以下「特定有価証券府令」 という。）第 20 条第 1 項に規定する事項を記 載した書面（以下「告知書」）を交付しなけ ればならない。なお、当該協会員が告知書に 記載すべき内容を外国証券内容説明書に記載 の上、顧客に交付する場合には、改めて告知 書を交付することを要しない。	第 4 条 (省 略)
3～5 (現行どおり)	2 第 1 項の勧誘に基づき、当該協会員又は委 託協会員（当該協会員に当該勧誘を委託する 協会員をいう。以下同じ。）が特例私売出し証 券を顧客に売り付ける場合には、当該協会員 はあらかじめ又は同時に当該顧客に対し、企 業内容等の開示に関する内閣府令（以下「開 示府令」という。）第 14 条の 15 第 1 項、外国 債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府 令（以下「外債府令」という。）第 11 条の 14 第 1 項又は特定有価証券の内容等の開示に 関する内閣府令（以下「特定有価証券府令」 という。）第 20 条第 1 項に規定する事項を記載 した書面（以下「告知書」）を交付しなければ ならない。なお、当該協会員が告知書に記載 すべき内容を外国証券内容説明書に記載の 上、顧客に交付する場合には、改めて告知書 を交付することを要しない。
(外国証券内容説明書の記載事項)	3～5 (省 略)
第 6 条 (現行どおり) (削 る)	(外国証券内容説明書等の記載事項)
	第 6 条 (省 略)
	2 協会員は、特例外国証券売出し証券を売り 付けるにあたり、顧客（証券情報等の提供又 は公表に関する内閣府令第 13 条第 4 号に定

新	旧
付 則 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。	<u>める適格機関投資家を除く。) に対し提供し、 又は公表する情報（金商法第 27 条の 32 の 2 第 1 項に規定する情報をいう。）に記載する事 項は、別表に定めるところによるものとする ことができる。</u>

以 上

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

平成 25 年 3 月 26 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令附則第 4 条の規定に基づく経過措置の対象となる有価証券の取扱い) 第 10 条の 2 協会員が、金融商品仲介業者に勧誘を行わせることができる金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 78 号。以下「整備府令」という。）附則第 4 条第 1 項の適用を受ける外国証券（以下「特定特例私売出し証券」という。）は、「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」（以下「少人数向け勧誘対象海外発行証券規則」という。）第 3 条の規定により所属協会員が顧客に対して勧誘を行うことのできる証券に限るものとする。 2 (現行どおり) (削 る) (削 る)	(金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令附則第 4 条の規定に基づく経過措置の対象となる有価証券の取扱い) 第 10 条の 2 協会員が、金融商品仲介業者に勧誘を行わせることができる金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 78 号。以下「整備府令」という。）附則第 4 条第 1 項の適用を受ける外国証券（以下「特定特例私売出し証券」という。）は、「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」（以下「少人数向け勧誘対象海外発行証券規則」という。）第 3 条第 1 項の規定により所属協会員が顧客に対して勧誘を行うことのできる証券に限るものとする。 2 (省 略) <u>3 協会員が、金融商品仲介業者に勧誘を行わせることができる整備府令第 4 条第 2 項の適用対象となる有価証券（以下「特定特例外国証券売出し証券」という。）は、少人数向け勧誘対象海外発行証券規則第 3 条第 2 項の規定により所属協会員が顧客に対して勧誘を行うことのできる証券に限るものとする。</u> <u>4 協会員が金融商品仲介業者に特定特例外国証券売出し証券の勧誘の取扱いをさせる際に、当該金融商品仲介業者が顧客（証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第 13 条第 4 号に定める適格機関投資家を除く。）に提供する情報（金商法第 27 条の 32 の 2 第 1 項に規定する情報をいう。）に記載する事項は、所属協会員が少人数向け勧誘対象海外発行証券規則第 6 条第 2 項に規定する事項とすることができる。</u>

新	旧
(資格外の外務員の職務の禁止の特例) 第 17 条 特別会員が、金融商品仲介業者への委託を通じて定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務を行う場合において、当該特別会員及び当該金融商品仲介業者が「<u>一般会計</u>」における会員及び特別会員に共通する経費等の負担に関する計算の取扱いに関する規則」第 12 条における「協会員及び非協会員を一体とみなす基準について」に定める基準（以下「一体化基準」という。）に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該金融商品仲介業者の役員又は従業員が外務員規則第 4 条第 4 号又は第 5 号のいずれかの要件を具備していれば、外務員の職務を行わせることができる。ただし、当該金融商品仲介業者が、一体化基準において一体のものとして取り扱われる特別会員以外の協会員の委託を受けて金融商品仲介業を行う場合はこの限りでない。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。	(資格外の外務員の職務の禁止の特例) 第 17 条 特別会員が、金融商品仲介業者への委託を通じて定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務を行う場合において、当該特別会員及び当該金融商品仲介業者が「<u>本会計</u>」における会員及び特別会員に共通する経費等の負担に関する計算の取扱いに関する規則」第 12 条における「協会員及び非協会員を一体とみなす基準について」に定める基準（以下「一体化基準」という。）に該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該金融商品仲介業者の役員又は従業員が外務員規則第 4 条第 4 号又は第 5 号のいずれかの要件を具備していれば、外務員の職務を行わせることができる。ただし、当該金融商品仲介業者が、一体化基準において一体のものとして取り扱われる特別会員以外の協会員の委託を受けて金融商品仲介業を行う場合はこの限りでない。 2 (省 略) 3 (省 略)

以 上

「外国証券の取引に関する規則」の一部改正について

平成 25 年 3 月 26 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(契約の締結) 第 3 条 (現行どおり) 2 ～ 4 (現行どおり) 5 <u>第 2 項</u>の約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、協会員の業務内容等（取り扱う外国証券の範囲、顧客の属性、取引形態の種類又は顧客との契約方法などをいう。以下同じ。）に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のないことが明確な事項についてはこの限りでない。 1 ～ 20 (現行どおり) 6 ～ 9 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。	(契約の締結) 第 3 条 (省 略) 2 ～ 4 (省 略) 5 <u>前項</u>の約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、協会員の業務内容等（取り扱う外国証券の範囲、顧客の属性、取引形態の種類又は顧客との契約方法などをいう。以下同じ。）に鑑み、あらかじめ顧客との間で契約を締結する必要のないことが明確な事項についてはこの限りでない。 1 ～ 20 (省 略) 6 ～ 9 (省 略)

以 上

「外国証券取扱規程」の一部改正について

平成 25 年 3 月 26 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(勧誘時の取扱い) 第 9 条 顧客に対する外国証券の売付けに際しては、次のとおり取り扱うものとする。 (1) ・ (2) (現行どおり) (3) 特例私売出し証券を売り付ける場合 顧客(適格機関投資家を除く。)に対し、証券業協会の「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」(以下「外国証券特例規則」という。)第3条に規定する特例私売出し証券を勧誘する場合は、勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書(以下「外国証券内容説明書」という。)を当該規則の定めるところに従い、交付することにより勧誘を行うものとする。 なお、上記により勧誘した有価証券の売付けにあたっては、外国証券特例規則第4条第2項に定める告知書を交付しなければならない(告知書に記載すべき内容を外国証券内容説明書に記載の上、顧客に交付する場合には、改めて告知書を交付することを要しない。) (注) 本号は、特例私売出し証券について、外国証券特例規則により勧誘を行おうとする協会員のみが設けるものとする。 (削 除)	(勧誘時の取扱い) 第 9 条 顧客に対する外国証券の売付けに際しては、次のとおり取り扱うものとする。 (1) ・ (2) (省 略) (3) 特例私売出し証券を売り付ける場合 顧客(適格機関投資家を除く。)に対し、証券業協会の「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」(以下「外国証券特例規則」という。)第3条第1項に規定する特例私売出し証券を勧誘する場合は、勧誘に係る外国証券の内容等を説明した文書(以下「外国証券内容説明書」という。)を当該規則の定めるところに従い、交付することにより勧誘を行うものとする。 なお、上記により勧誘した有価証券の売付けにあたっては、外国証券特例規則第4条第2項に定める告知書を交付しなければならない(告知書に記載すべき内容を外国証券内容説明書に記載の上、顧客に交付する場合には、改めて告知書を交付することを要しない。) (注) 本号は、特例私売出し証券について、外国証券特例規則により勧誘を行おうとする協会員のみが設けるものとする。 <u>(4) 特例外国証券売出し証券を売り付ける場合</u> 顧客(証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第4号に定める適格機関投資家を除く。)に対し、外国証券特例規則第3条第2項に規定する特例外国証券売出し証券を売り付ける場合に提供し、又は公表する外国証券情報に記載する事項は、外国証券特例規則の別表に定めるところによるものとする。 <u>(注) 本号は、特例外国証券売出し証券について、外国証券特例規則により売り付けを行おうとする協会員のみが設けるものとする。</u>

新	旧
<u>(4)</u> ・ <u>(5)</u> (現行どおり)	<u>(5)</u> ・ <u>(6)</u> (省 略)
付 則 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。	

以 上